

「表紙共 13枚」

令和6年3月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和6年4月8日（月曜日） 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	11 番 原田文利
2 番 中島浩司	12 番 中島幸一郎
3 番 飯田 隆	13 番 平川 修
4 番 穴井浩司	14 番 横田秀喜
5 番 河津祐二	15 番 川津清則
6 番 川良澄子	16 番 井上俊勝
8 番 湯浅正徳	17 番 財津満寿光
9 番 樋口虎喜	18 番 梶原真悟
10 番 高瀬義徳	19 番 河津裕治

4 出席事務局職員

局長 木村和心 主幹（総括） 今田秀樹 主幹 武内義則 主幹 麻生純一 主査 藤原東託

主査 小野芳也（令和6年4月1日より市民環境部環境課へ異動）

主任 中村 仁（令和6年4月1日より地域振興部中津江振興局へ異動）

3 月 定 例 総 会 議 事 日 程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条許可処分取消願いの件

第2号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第3号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第4号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件

第6号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第7号 4月調査委員の選任について

6 報告

第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用集積等促進計画について

第2号 農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく合意解約について

7 その他

(1) 令和6年 小委員会

日 時：4月8日（月） 総会終了後 *農業委員

会 場：7階 大会議室

(2) 農業委員会役員と市議会産業建設委員会委員との意見交換会

日 時：4月16日(火) 午後2時～ *農業委員会役員
会 場：7階 中会議室

(3) 4月現地調査

日 時：4月23日(火) 午前9時～
※調査委員のみ

(4) 4月調査委員会

日 時：4月26日(金) 午前9時～
※会長・副会長・調査委員

(5) 4月定例総会

日 時：5月8日(水) 午後2時～
会 場：7階 大会議室

(6) 行事日程

4月8日(月) 農業委員会歓送迎会

4月19日(金) 常設審議委員会(大分市) *会長

(7) その他

- ・「3月分 農業委員会活動記録簿」の提出日
- ・「3月分 戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>それでは、ただいまより定例総会を開会いたします。 本日は委員の欠席はございません。 日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。また、会議が始まります前にお断りをさせていただきますが、議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名した後に発言されるようお願いいたします。 携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードにさせていただきますよう、再度確認をお願いいたします。それでは、本日の総会を議事日程に従いまして、進めさせていただきます。 会議規則第8条により、会長は会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>こんにちは。足元の悪い中、中山間地の方では、私たち前津江の方も雨がずっと降っておりました。 また中山間地の方では、もう農作業が始まっているところでございます。 さて、私たち農業委員会では、事務局に新しいメンバーを迎えましたので、今後とも皆さんで力を合わせながら、頑張っていきたいと思っております。 それは、着座いたしまして議事を進行してまいりたいと思っております。 会議規則第17条により、議事録署名委員は議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>はい。ありがとうございます。 それでは、議事録署名委員は、3番 飯田隆委員と15番の川津清則委員のお二方をお願いしたいと思います。 それから、事務局の議案訂正がございましたらお願いいたします。</p>

<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>今回議案訂正はございません。 以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>議案の審議に入りたいと思います。 今回の調査委員は、3番 飯田隆委員、6番 川良澄子委員、12番 中島幸一郎委員の3名の方でございました。 調査委員長を3番の飯田隆委員の方をお願いしたいと思います。 それでは、飯田委員、調査委員長として一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員長 (飯田隆)</p>	<p>はい、こんにちは。 先月、委員3名、職員4名で現地を視察してまいりました。 3条が4件、4条が3件、うち2件の追認ということで、5条が2件、皆さんの審議をお願いしたいと思います。 どうぞよろしく申し上げます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。 それでは議案書の1頁、議案第1号農地法第3条許可処分取消願の件、1件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい、説明させていただきます。 1頁、議案第1号、農地法第3条許可処分取消願の件についてです。 番号1 前津江町大野〇で、地目は台帳・現況とも田、面積は1,564㎡、譲渡人は日田市中釣町の〇さん、譲受人は日田市前津江町の〇さんです。 こちらは令和4年12月8日の定例総会にて、同筆含めまして合計3筆で3条の許可を受けていた申請内容</p>

	<p>となります。行政書士に申請依頼する際に、必要ない土地の地番を含めて申請したため、その土地の許可の取消し願いが出ているものになります。</p> <p>スライドに行きます。前津江振興局の方に進みまして、県道日田鹿本線の下方地区公民館の近くの赤い丸のところが現地になります。航空写真です。赤いところが、取消しをお願いする農地になります。そのとき一緒に出されました2筆が、この青い線で囲んだところになります。拡大した航空写真です。こちらが現況の写真になります。</p> <p>以上になります。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。 この件につきまして、何か質問ある方おられますか。</p>
<p>14 番 (横田秀喜)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、横田委員どうぞ。</p>
<p>14 番 (横田秀喜)</p>	<p>14番 横田です。 通常、土地を売ったり、買ったりする場合に、土地の謄本などを取って、確認などするはずなんですけど、確認してなかったのですか。売手が確認してなかったのですか、買手が確認してなかったのか、それとも行政書士さんが確認してなかったのか、ちょっとそこら辺りの理由が分からないので、もう少し詳しいところ分かれば教えていただきたいと思います。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局、よろしいですか。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>行政書士さんが入っております、売る方の方は理解しておりました。ただ買う方の方が青線の2筆だけ買って、また違う地番の山林の方を買うつもりだったので、買う方は、これがあることを理解してはいなかったようです。ということで、間違えてこの地番を入れたため、行政書士さんも、ちょっと分からなかったため、この3筆の許可申請を出して、許可を出した、というカタチになります。</p> <p>来月以降にこちらの申請が出てきますが、ここを売却しようとしたところ、ここが違う人の名前になっていたのも、ちょっとそこを修正するため、取消願が出てきたという案件になっております。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>横田委員、よろしいですか。</p> <p>ただ、この譲渡人の方の人は、以前から、この農地は、何か違う人に、売りたいという話を、私は聞いたことがあったんですけど、行政書士の方も、そこまで確認をしていないのが、ちょっと、私自身は分かりませんが……。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい、そうです。使える土地のうちの、山林部分とかも含めて、これを申請したところ、行政書士さんもそのまま通してしまった、というミスというカタチになったとみられます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>家は、その青い部分のところの上ですもんね。</p> <p>横田委員、ちょっとこれは、もう一回後で確認してみますので。ちょっと本人にも確認してみましょう。</p> <p>よろしいですか、それで。</p>
<p>14 番 (横田秀喜)</p>	<p>はい。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それ以外、何かほかにございませんか。 無かったら、この件につきましては、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。 許可処分取消願の件、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>承認いたしたいと思います。</p> <p>続きまして2頁、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の件、4件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>議案2頁、議案第2号 農地法第3条についてです。 今月は4件申請がありました。 番号17 大字鶴河内〇で、地目は台帳・現況ともに田、面積が908㎡です。 譲渡人は日田市鶴河内町の〇さんで、譲受人は日田市鶴河内町の〇さんです。人手が足りなく、後継者がいないため、譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、ということでの申請です。 スライドにいけます。 大鶴振興センターの前の県道和田大鶴停車場線の北側に進んだ赤い部分のところが申請のところですか。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。横に長い用地になりますので、写真方向は、こちらから撮ったところになっておりますので、お願いしたいと思います。こちらが〇の農地になります。 次に行きます。 番号18、大字上野〇で、地目は台帳・現況ともに田、面積が合計967㎡です。 譲渡人は日田市上野町の〇さんで、譲受人が日田市銭淵町の〇さんです。</p>

相続したが、管理・耕作ができないため、譲り渡したい。譲渡人からの申出により譲り受けて自家消費用の家庭菜園をしたい、とのことでの申請です。

スライドに行きます。

玉川バイパス鏡坂交差点付近の赤い丸のところが現地になります。航空写真です。こちらが拡大した航空写真です。鏡坂公園のところの右側に喫茶店がありますが、ここの方のご家族と一緒にこの農地を管理していく、というところでの申請を出されております。字図です。大きな農地になりますので、写真方向を喫茶店側の上から撮ったものと道側から撮ったものの2つ流したいと思います。こちらが上から取りました。○の現況写真です。こちらは交差点側から撮った農地になります。

次に行きます。

番号19、大字鶴河内○で、地目は台帳・現況ともに畑、面積が139㎡です。

譲渡人は日田市鶴河内町の○さんで、譲受人は日田市鶴河内町の○さんです。譲受人の希望に応じて譲り渡したい、譲り受けて家庭菜園をしたい、ということでの申請です。

スライドに行きます。

先ほどの1番目のところと同じ大鶴振興センターの前の県道和田大鶴停車場線を北側に進んだ赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。こちらの方は令和5年7月の豪雨災害で、住宅が被災し、転居先を探していたところ、知人からの紹介で農地付きの住宅を1軒紹介されたため、転居を考えられております。ここが農地になりますが、この隣のところが一緒に買われる住宅になります。写真方向を自宅側から撮った写真を流したいと思います。こちらが現況写真です。

次に行きます。

番号20、中津江村栃野○、地目は台帳・現況ともに畑、面積が231㎡です。

譲渡人は日田市北友田1丁目の○さんで、譲受人が福岡県の○さんです。

住宅と合わせて農地を譲り渡したい、譲り受けて果樹等を栽培したい、ということでの申請です。

スライドに行きます。

県道天瀬阿蘇線の中津江方面に進みまして、下笠ダムを通過した赤い丸のところが現地になります。航空

	<p>写真です。拡大した航空写真です。こちらの方の空き家バンクとかではなく、田舎に住みたいということで、住宅付きの農地を取得しておりますので、こちら側の○という地番が住宅になります。今回、この赤いところが購入される農地になります。字図です。写真方向を農地から自宅の方に向かって撮りましたので、流していきたいと思います。はい、こちら現況写真です。それでは以上になります。それでは現地調査にご同行頂いた調査委員長からご意見を頂こうと思います。</p>
<p>調査委員長 (飯田隆)</p>	<p>4件ですね、この中で20番が空き家バンクを使わなく福岡から移住するということで、さっき言ったように、ちょっと荒れているということで、当初野菜とか言ってたんですけど、これはもう、果樹か、そういうものじゃないと駄目じゃないかなと、いうことで意見が出ていました。</p> <p>以上です。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>それではチェックシートについてです。</p> <p>資料No.1の1頁が農地法第3条になっております。全てに該当しないことが条件です。書類審査、現地確認で該当しないことを確認しています。</p> <p>私からは以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>事務局の報告及び調査委員長報告にあるように、許可との結論でございます。</p> <p>皆さんの中で何かあればご発言頂きたいと思います。よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、無かったら、この件につきましては、別紙チェックシートのとおり農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ご承認頂きましょうか、ご賛同頂ける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。 ご賛同頂ける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 全員賛成でございますので、第2号議案は原案どおり決定いたしました。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>引き続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の件、3件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p> <p>それでは私から、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の件、について説明いたします。 今月は3件の申請が出ています。 番号5、申請地は大山町西大山〇と〇の第2種農地です。 地目は2筆とも、台帳 田、現況が山林、面積は合計で1,967㎡です。 申請人は、熊本県の〇さんです。申請理由は、既に一部植林をしていましたが、許可を得ていなかったため、今回追加で植林するためです。 こちらの案件は、すでに大部分を植林しておりましたので、追認の要件となります。こちらは始末書を徴取いたします。 それでは場所の説明です。</p>

こちらは国道212号の中川原の交差点を前津江方面へ県道日田鹿本線を進みまして、大山ダムのところを北に入りまして、北に進んでいった先の田来原美しい森づくり公園を抜けましたその奥の赤丸で示したところになります。こちらが航空写真です。続いて航空写真を拡大したものです。こちらの2筆となっております。こちらが字図です。続いて現況写真ですが農地が大きかったので、写真を分けております。まずはですね○から写真を見たいと思います。撮影方向を2つに分けておりますので、順番に出したいと思います。こちらが撮影方向①となります。続いて、こちらが撮影方向②です。続きまして○の現況写真にいきたいと思います。現地が大きかったので写真を三つに分けております。撮影方向の①、撮影方向②③、こちらの順番で出したいと思います。こちらが撮影方向①です。続きまして、こちらが撮影方向②になります。最後に、こちらの撮影方向③となっております。

番号6に行きます。

申請地は、大山町西大山○の第1種農地です。

地目は台帳 田、現況 宅地、面積が527㎡です。

申請は大山町の○さんです。申請人は梅加工施設として利用しているが許可を得ていなかったため、です。こちらは追認の案件となりますので、始末書を徴取いたします。

場所の説明です。こちら国道212号を、旧大山中学校方へ向かう途中の、ひびきバイパスの方に入りまして、そのまま進みまして、小切畑の集落ですね、こちらの中にありますこの赤い丸で示したところになります。こちらが航空写真です。続いて、こちらが航空写真を拡大したものになります。こちらが現況写真です。奥に見えますのが、加工施設となっております。次の写真が梅の加工施設の写真となっております。現在、このようになっております。こちらですね、先ほどこちらの農地が第1種農地という話をしましたが、そもそも第1種農地なので転用はできませんが、こちら農業用施設なので、不許可の例外を適用します。

次に番号7です。

申請地は天瀬町五馬市○の第2種農地です。地目は台帳・現況ともに畑、面積が395㎡です。

申請人は○さんです。

申請理由は、申請地を一般住宅として利用するためです。

<p>調査委員長 (飯田隆)</p>	<p>それでは場所の説明です。スカイファームロード日田を日田郡森林組合の前を通りまして、大坪尻交差点を県道岩戸五馬日田線に入りましたすぐのこの赤い丸で示したところになります。こちらが航空写真ですね。航空写真を拡大したものとなっています。こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております。以上、3件になります。</p> <p>それでは、現地調査にご同行頂きました調査委員長からご意見をいただこうと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>はい。</p> <p>3件のうち2件が追認、番号5の方は実際に杉と桜が植わってました。それと番号6が農業用施設ということで、もう実際加工所となっています。番号7については、これから住宅を建てるということで申請を受けていました。以上3件です。</p> <p>どうぞよろしく申し上げます。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>はい、ありがとうございました。それではチェックシートにいけます。資料No.1になります。2頁から3頁が農地法第4条のチェックシートになっています。こちらの全ての項目に該当しない、ということが許可の要件になっております。2頁にある番号6ですが、こちらの①の立地基準ですが、第1種農地になっておりまして、該当しておりますが、農業用施設ですので、第1種の例外に適用したいと思います。そのほかです。ね該当している箇所はございませんので、許可は問題無いかと思います。</p> <p>事務局からは以上となります。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、何かあれば、質問をしていただきたいと思います。</p>

<p>9番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>樋口委員、どうぞ。</p>
<p>9番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい。9番 樋口です。 6番の案件ですけど、もう農業施設が出来ている、ということで、これを新規に建てる場合は、農業振興地域農地の除外をしないといけないですね。そして、その後、農業委員会の農地転用をかけないといけないと思うんですけど、また、その時には隣接同意であるとか、もろもろの許可が要るんじゃないかな、と思うんですよ。こういう建物をするときには、追認で、オーケーということですけど、これを許可が出来るなら、もうどこでも出来るような、許可無くドンドンドンドンですね、第1種農地でもですね。黙って、追認が通るのであればですね、農業委員会の存続が危ぶまれるんじゃないかな、と思っておりますので、そういった加工施設ですのでですね、大目に見る部分はあるかもしれませんが、少しやっぱり厳しくですね、何かこう、措置をですね、していかないと、この方は他の方にドンドン出来ますよ、というような、そういう事が広がっていけば、大変な問題になるんじゃないかなと思っておりますが、事務局としての見解は、どういったことでしょうか。説明頂けると有り難いです。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>すいません。 私が知ってる限りを申し上げますとですね。大山町、大山農協はですね。合併する前からですね、第1種農地に対して、梅とか栗も有ったでしょうね。それとかエノキダケもですね、今の段階で第1種農地にそのままずっとですね、振興作物としてですね、やってきております。もう合併する前のこととございますし、今から作る分についてはですね、農業委員会事務局といたしましても、説明して指導してまいりますけど、以前からあるですね、制度を使って、そのままずっときたわけとございますので、それをしよったらです</p>

	<p>ね、大山町の中ですね、エノキの生産者ですね、全て、これに該当すると思います。以前も、こういう問題が出てきたことがありました。</p> <p>そこでやっぱり意見があってですね、もう合併する前の町の大山町の振興作物であるということで、当時は、それで進んできた結果でございます。</p> <p>事務局、よろしいですか。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>はい。</p> <p>あとですね天瀬町の件などにございましたけども、こちらの追認に伴う隣接農地の同意書というのは取っておりません。</p> <p>今回はですね、この場所に関しては、隣接農地が申請人の農地であったためですね、隣接農地の同意書の添付はしておられないような状況になっております。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>樋口委員、いいですか。</p>
<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>農振の農用地の除外も合わせてするんですか。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>はい、それについては先にすることになります。</p>
<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>農業委員会が先に許可を下ろして、その後、ということですか。</p> <p>普通は. . .</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ここはですね、農振に関しては、入っていなかったのではないかと思いますので、前回の農振の計画の中でも、この件は出てきませんでしたので、入ってないと思います。</p>
<p>4 番 (穴井浩司)</p>	<p>まず、それも調査してまいりたいと思います。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、何かほかにございますか。</p>
<p>4 番 (穴井浩司)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、穴井委員どうぞ。</p>
<p>4 番 (穴井浩司)</p>	<p>すいません。</p>
<p>4 番 (穴井浩司)</p>	<p>4 番 穴井でございます。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>この件なんですけども、転用自体は特に悪いということはないと思うんですけども、先ほど、樋口委員からも話がありましたので、この会議中に、この土地が農振の農用地に入ってるかですね、そこだけは説明していただきたい。農業振興課に聞けばすぐ分かると思います。なぜかと言いますと、これは農地ですね、例えば、畑とか樹園地になっていた場合は、まず、ここの転用申請を出す前に、農業振興課の方で、農振地域の用途変更、農業施設用地の変更の許可が出ないと、農業委員会で許可が出来ないと思いますので、まず、先に、そこを調べていただきたいと思います。お願いします。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>はい、分かりました確認いたします。</p>

<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、他に何かございませんか。よろしいでしょうか。 議案第3号については、ちょっと今調べておりますので、承認については後からにしたいと思います。</p> <p>それでは議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の件、2件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>それでは私の方から、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の件、について説明いたします。 今月は2件申請が出ております。 番号5、大字高瀬○の第2種農地です。地目は台帳・現況ともに畑、面積は170㎡です。 譲渡人は上野町の○さん、譲受人は串川2丁目の○さんです。申請理由は、申請地を譲り受けまして、大型トラックの待機場場として利用するためです。 それでは場所の説明です。国道210号を進みまして、上野浄水場の方に道を入ります。そのまま上野公園病院に進みまして、さらに進んだ先の、この赤い丸で示したところになります。近くには、申請者であります○さんがございます。こちらが航空写真です。こちらが航空写真を拡大したものです。こちらが字図です。こちらが現況写真となっております。 では、番号6です。対象農地は高瀬○、こちらは第3種農地になります。地目は台帳・現況ともに田となっております。面積は638㎡です。 譲渡人は高瀬本町の○さん、譲受人は玉川3丁目の○さんです。 申請地を譲り受けまして、一般住宅として利用したいということです。それでは、場所の説明です。県道小畑日田線を進みまして、南部中学校や日田高瀬郵便局前を通りまして、さらに進んだ先を東に入ったこの赤い丸で示したところになります。こちらが航空写真です。こちらが航空写真を拡大したものとなります。こちらが字図になります。こちらが現況写真となっております。先ほど航空写真などでありましたが、隣ですね、田になっておりましたが、現在はもう既に家が建っているような状況となっております。 以上、5条は2件となっております。</p>

<p>調査委員長 (飯田隆)</p>	<p>それでは、現地調査にご同行を頂きました調査委員長からご意見を頂こうと思います。</p> <p>この2件に対しては、別に問題は無いと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではチェックシートについてです。資料No.1の4頁から5頁が5条のチェックシートになっております。こちら全ての項目に該当しないことが許可の要件となっております。今回、全ての項目に該当していませんので、許可は問題無いかと思います。</p> <p>事務局からは以上となります。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます</p> <p>事務局の議案説明及び調査委員長の説明があるようにですね。</p> <p>問題は無いということでございます。</p> <p>皆さんの中で何かあれば、ご発言を頂きたいと思いますが、よろしいですか。</p> <p>はい、無ければ、この2件につきまして、別紙チェックシートのとおり農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>ご承認頂きましょうか。ご賛同頂ける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。ご賛同頂ける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第4号は、原案どおり許可相当といたします。</p> <p>それでは議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件、新規8件、再設定10件、解除条件付（再設定）1件でございますが、議事参与の方が居られますので、退出をお願いしたいと思います。</p> <p>中島委員どうぞ。はい、退室をお願いします。</p> <p>(中島委員退室)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、中島浩司委員が退室されておりますので、先に中島浩司委員の関係をしたいと思います。</p> <p>10頁No.53、13頁No.59、借り手 有限会社中島農場でございます。</p> <p>この件について、よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは承認したいと思います。</p> <p>(中島委員入室)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは、残りの案件について確認したいと思います。それぞれの委員のエリアにおいてご確認をお願いしたいと思います。問題があれば挙手をしてご発言願いたいと思っております。それぞれのエリアについてよろしいですか。</p> <p>何か有れば、質問をお受けいたします。よろしいですか。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは問題が無ければ、計画要請の内容は、別紙チェックシートのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号及び基本構想の各要件を満たしていると考えます。ご意見が他に無かったらご承認頂きましょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい、ありがとうございます。 承認いたしたいと思います。</p> <p>今、事務局ではですね、先ほど樋口委員、穴井委員の質問に対して、調べてまいりましたので、報告したいと思います。 農振に入っておりますので、農業振興整備計画の用途変更をした後に、この案件を、また別に受け付けたいと思いますが、それでよろしいですか。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それではですね、議案第3号については、第4条の規定による許可申請の件の残りの2件につきまして、いいですかね。 はい、それではですね2件の件ですね。 賛同頂ける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。賛同頂ける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。 全員賛成でございますので、第3号議案は、原案どおり許可相当といたします。 はい、調査委員長、終わりましたので、一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員長 (飯田隆)</p>	<p>はい、本日はありがとうございました。 第4条の件、ちょっと農振の確認が出来なく、まずかったと思っております。 また、今後ある時は気を使いたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。 ありがとうございました。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>お疲れさまでした。</p>
<p>4番 (穴井浩司)</p>	<p>はい。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>穴井委員。 はい、どうぞ。</p>
<p>4番 (穴井浩司)</p>	<p>すいません。 先ほどの6番の関係なんですけども、農振には入ってるということなんですけども、農振のですね、用途は何</p>

<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>になってるかですね。農業用施設であればですね、もうこのまま承認できると思いますので、用途は樹園地でございました。</p>
<p>4 番 (穴井浩司)</p>	<p>じゃあ変更がいりますね。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>はい、変更が要りますね。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは17頁、議案第6号 現況証明書（非農地証明書）の発行について、でございます。2件でございます。事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (中村仁)</p>	<p>はい。議案集17頁、議案第6号、現況証明書の発行について、です。今月は、2件申請が上がっております。番号7 大字羽田〇ほか1筆で、地目は台帳が田と畑、現況はどちらも山林、面積は合計で1,612㎡です。申請人は日の本町の〇さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するためです。場所の説明に移ります。県道日田玖珠線を玖珠方面へ向かう途中、羽田多目的交流館の手前を南に少し入った赤で囲んだところです。次は航空写真です。次は拡大した写真です。こちらが字図です。こちらが遠目からの写真になります。こちらが東側から撮った〇の写真です。次が西側から撮った〇の写真です。平成13年の航空写真からも植林された状態が確認できており、発行基準5 既に農地または採草放牧地以外の土地となっていることが</p>

	<p>明白であるもので、非農地化後20年以上経過していることなど、その他各種要件を満たしているものに該当するものです。</p> <p>続きますして番号8 大字鶴河内〇で、地目は台帳が畑、現況は山林、面積は292㎡です。</p> <p>申請人は、鶴河内町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するためです。場所の説明に入ります。県道宝珠山日田線を福岡方面に進み、県境の手前赤で囲んだところです。次は航空写真です。次は拡大した写真です。次は字図です。こちらが現況の写真です。発行基準4 森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。</p> <p>以上の案件につきまして、各地区ご担当の推進委員さんからご意見を頂こうと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>大谷委員、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>東有田②の大谷です。</p> <p>3月21日に事務局と現地確認しましたが、ご覧のとおり杉林になっておりまして、60年以上この状態でありました。それで、非農地証明の発行をお願いしたいと思っております。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>続きますして、佐谷野委員よろしくお願い申し上げます。</p> <p>大鶴地区の推進をしております佐谷野でございます。</p> <p>今、写真に出ておりますように久しく農地として利用されてない状況です。と申しますのも、機械も入らず、またもちろん、水利状況も極めて厳しい状況でございます、このような状況になっており、復田っていいですか農地として利用する内容ではないということでございますので、非農地証明をお願いしたい、という風に思っております。</p>
<p>推進委員 (大谷定治)</p>	
<p>事務局 (中村仁)</p>	
<p>推進委員 (佐谷野利幸)</p>	

<p>事務局 (中村仁)</p>	<p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。 事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 議案第6号 現況証明書の発行について、2件でございました。 何か、これについてございますか。よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは現況証明書を発行いたしたいと思います。</p> <p>次ですね、18頁、議案第7号 4月調査委員の選任について、日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき、選任するものでございます。私からご指名でよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい、それでは指名させていただきたいと思います。 5番 河津祐二委員、13番 平川修委員、15番 川津清則の委員の3名の方をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、次に報告に入りたいと思います。</p> <p>(事務局から報告・その他 日程等説明後終了)</p>

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和 6年 6月 10日

議 長 会 長

署 名 委 員 3 番

署 名 委 員 15 番